

2023年1月24日

声明：国民合意なき復興特別所得税の軍事費への悪用に強く反対する

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

政府は軍事費（防衛費）について、来年度から5年間で43兆円に増やす大軍拡方針に転換することを明らかにしました。その財源の一部として、2013年から37年まで25年間の課税が予定されていた「復興特別所得税（2.1%）」の課税期間を10年以上延長し、24年度以降、2.1%のうち1%を新税とし軍事財源に悪用するという方針です。政府は1.1%に下がる復興所得税はその分期間を延長するので「総額は確実に確保する。復興には息の長い取り組みが必要（12月16日首相会見）」と復興特別所得税に手を付ける理由を説明することなく、軍事費増税を強行しようとしています。

この方針が24年から導入されるとすれば、復興特別所得税は37年までの14年間1%分の財源を失い、1.1%の税率で失った額をとり戻すためには期間を50年まで13年間伸ばす必要があります。これはそこまで復興が先送りされることを意味します。さらに重要なことは、単年度ベースの復興財源は半減することになり、それだけでなく細ってきた被災地が必要とする財政支援は一層の削減が行われることになることです。そして単に半減するだけでなく、軍事費増にとともに国家予算の様々な分野で歳出圧力が高まることは必至であり、復興事業費もそのあおりを受けざるを得ません。

震災から12年目をむかえる被災地の現状は、計画された目に見える「ハード事業」がほぼ終了しつつあるなかで、目に見えない被災者の生活再建は一層厳しさを増しています。廃炉への道筋も不透明なまま、いまだ故郷に帰還を果たせないでいる原発被災者の存在、高齢化に伴いコミュニティの維持すら困難になってきている災害公営住宅の増加、整備されても使われない更地の広がる区画整理事業地、いまなお修繕が不十分なままの住家に住み続けざるを得ない「半壊」判定の在宅被災者（仙台市で5千件）、災害援護資金の35%の返済額が滞納となっている状況（仙台市）等、支援が必要な被災者への対応はまだまだ不十分な実態にあり、更なる支援強化が求められています。

宮城県市長会は昨年10月に「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を採択しました。国に対し「地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取り組み」を求め災害援護資金の償還期限の延長を始めとする被災者生活再建支援を中心に16項目の要望を行っています。

このように被災地は、なんとか「復旧」の目途はついたものの、「復興」はまだほんのり口です。そうしたなかで、政府与党の復興特別所得税の軍事費への悪用方針は、被災地・被災者を切捨てるもの以外の何物でもありません。

復興特別所得税は、11年5月に復興構想会議で決定された復興構想7原則のうちの「原

則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進する」ことを目的としたものでした。この目的をある日突然かなぐり捨て、全く性質の異なる軍事費に転用することは「悪用」、「だまし打ち」であり、被災地と被災者を愚弄し、そして被災地復興を願う多くの国民の願いに背くものです。

私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは、復興特別所得税の軍事費への悪用に強く抗議し、全面撤回を求めるものです。

以上